

平成 25 年 5 月 31 日

浜松信用金庫
理事長 御室 健一郎

「教育資金一括贈与専用口座（孫たち）」の取扱い開始について

浜松信用金庫（理事長 御室健一郎、以下「当金庫」）では、『教育資金一括贈与専用口座（孫たち）』の取扱いを平成 25 年 6 月 3 日（月）から開始します。

本商品は、平成 25 年度税制改正によって創設された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」制度に基づくもので、祖父母さまなどがお孫さまなどに対して、教育資金に充てるため一括贈与された場合に、贈与税が非課税になる預金商品です。

<商品概要>

- 商品名 教育資金一括贈与専用口座（孫たち）
- 取扱期間 平成 25 年 6 月 3 日（月）～ 平成 27 年 12 月 30 日（水）
- ご利用いただける方
「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」により、直系尊属（祖父母など）から教育資金の贈与を受けた 30 歳未満の直系卑属（孫など）
※ 贈与契約により贈与資金を取得後、2 カ月以内にお預け入れいただける方
- 預金種類 普通預金（一般口座）
※ キャッシュカードの発行はいたしません。
※ 各種口座振替の取扱いはいたしません。
- お預け入れ金額 1 万円以上 1,500 万円以内（1 円単位）
※ 追加預入時も 1 万円以上とします。
- お預け入れ期間 お預け入れ日から、受贈者が 30 歳に達した日、受贈者が死亡した日およびお預け入れ金額が零となり受贈者と当金庫との間で契約終了の合意により契約が終了する日まで
- 税 金
利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。
※ 平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
- 中途解約 原則として中途解約はできません。

■お持ちいただくもの（口座開設時）

- ①受贈者の本人確認資料（運転免許証、健康保険証など）
※ 代理人による取引の場合は、代理人の本人確認資料も必要です。
- ②ご印鑑
- ③戸籍謄本等（原本）・・・直系尊属・直系卑属の関係を確認
- ④贈与契約書（原本）・・・贈与の事実を確認後、（写し）をいただきます。

他

■その他注意事項

＜口座開設＞

受贈者1人につき1金融機関かつ1営業店に限ります。

- ※ 専用口座を開設した場合、他の支店・金融機関での専用口座の開設はできません。

＜預金払出方法＞

後払い方式

- ※ 受贈者が教育資金の立替払いをし、その教育資金に係る領収書等を当金庫に提出し、相当する金額を教育資金一括贈与口座から払い出す方式をいいます。
- ※ 領収書等に記載された日付から1年以内のものに限ります。
当金庫窓口の業務時間内に限ります。

＜契約終了＞

契約が終了した日において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額がある場合には、受贈者が死亡した場合を除き、その残額が贈与税の課税価格に算入されることとなります。

＜その他＞

代理人による取引を可とします。（未成年者の法定代理人など）

以上

《本件に関するお問い合わせ》
個人営業部 個人営業課 渡邊、大村
TEL 450-3310